

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊松本駐屯地
第 335 会計隊長 染谷 和行

下記のとおり、一般競争入札を実施する。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名等：糧食品 1ヶ月① ビーフン ほか 324 件
糧食品 1ヶ月② 料理用白ワイン ほか 1 件
- (2) 決定方法：単価決定
- (3) 納入場所：陸上自衛隊松本駐屯地 糧食班倉庫
- (4) 納入時間：08 時 30 分から 11 時 00 分まで 時間厳守（時間指定の場合は除く）
- (5) 納期：糧食品 1ヶ月① 令和 6 年 7 月 30 日～令和 6 年 8 月 31 日
糧食品 1ヶ月② 令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 8 月 31 日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 4・5・6 年度全省庁統一資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の販売」D 等級以上に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者
または、令和 4・5・6 年度の全省庁統一資格の申請の手続きを実施していることが分かる書類を提出することができる者。その際、当該入札の落札者は令和 4・5・6 年度の資格審査結果通知書が発行されたならば、写しを速やかに官側に提出すること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 食品衛生法第 26 条の規定に該当する場合で、登録検査機関等の検査に合格していること。
- (8) 食品衛生法第 52 条の規定に該当する場合で、都道府県知事からの営業許可を受けている者

3 入札及び契約条件

- (1) 入札参加希望者は「所定の入札書」にて入札すること。陸上自衛隊松本駐屯地会計隊事務室にて入札書等の受領の際に資格審査結果通知書、前項第 7 号及び第 8 号に該当する場合は、営業許可証明書及び入札日より 6 ヶ月以内の食品衛生監視票の写しを提出すること。但し、有効期限内分を提出済の場合を除く。
- (2) 入札書の見本欄に○印と記されている品目については見本提出品とする。指定した日時までに見本を提出し、合格判定を受けなければ、その品目の入札は受け付けない。
- (3) 本件入札において郵便による入札を可とする。但し、入札開始までに入札書が担当者の手元に届いた場合に限る。封書には、会社名、入札日時、件名及び朱書で入札書在中と明記し、下記宛先まで郵送すること。また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡をすること。
- (4) 再度入札を実施する場合は、別示する。

4 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊松本駐屯地 第 335 会計隊事務室
- (2) 東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

5 見本・入札日時及び場所

- (1) 見本提出日時・場所：令和 6 年 7 月 12 日（金）11 時 00 分まで 松本駐屯地 糧食班事務所
- (2) 入札日時・場所：令和 6 年 7 月 17 日（水）09 時 00 分から 松本駐屯地 業務隊会議室

6 保証金・違約金等

- (1) 入札保証金：免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額（予定数量×単価）に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額（「発注数量×単価」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額）の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額（「発注数量×単価」に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額）の1000分の1以上を徴収する。

7 落札決定方式

- (1) **単価（消費税抜き）決定とする。** 落札決定にあたっては、入札書に記載された消費税抜き単価を持って落札単価とし、対価算定にあたっては、落札単価に履行確定数量を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの）とする。
- (2) 単価が当隊所定の予定価格の範囲内かつ最低価格の者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低価格入札者が2名以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札の無効等

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者の入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が確認し難いもの。（入札者の記名にあたっては、代表者（責任者）の氏名のほか、担当者の氏名及び連絡先も記載すること。ただし、代表者（責任者）が記名・押印する場合は、担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。）
※入札単価欄の単価訂正はできないので注意して記入すること。
訂正印・捨印・修正液（テープ）も不可である。入札単価に訂正があるものは、無効とする。
- (3) 電報、電話、FAXでの入札（事前の申し出により郵便可）
- (4) 「公共事業等からの暴力団排除の推進」に基づき入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- (5) 記載事項の全部又は一部が、鉛筆又は消えるボールペンで記載されている場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

9 契約書等の作成

- (1) 契約金額に応じて作成する。
 - ・ 予定数量に契約単価を乗じ得た額の合計額が150万円以上の場合：契約書作成
 - ・ 予定数量に契約単価を乗じ得た額の合計額が50万円以上の場合：請書作成※但し、上記の金額に満たない場合は、それぞれ省略することができる。
- (2) 適用する条項
 - 「糧食品売買契約条項」
 - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - 「暴力団排除に関する特約条項」
 - 「単価契約に関する特約条項」

10 その他

- (1) 規則により、納入食品は医務室（食品検査室）において食品衛生検査を実施しないと納品できない。食品衛生検査合格後、糧食班倉庫へ納品すること。尚、数物でも食品衛生検査用として3個準備すること。
- (2) 糧食購入予定表の品名に井及び＊マークがある品物は耐久品となる。自社納品ができない業者（宅急便等での納品を行う業者）の場合、耐久品、加給食以外の入札は原則として参加できない。
- (3) 同等品で入札を行う場合は、規格欄に示す規格または仕様書以上の規格・商品とし、「同等品申請書」を提出し承認を得ること。
（提出期限：令和6年7月12日11時00分）
また、承認を得た「同等品申請書」の写しを入札開始までに下記の契約班担当者に提出すること。
- (4) **入札に参加される方は、7月16日（火）16時00分までに下記へ連絡すること。**
- (5) 問い合わせ先：〒390-8508 長野県松本市高宮西1-1
陸上自衛隊松本駐屯地第335会計隊契約班
TEL 0263-26-2766（内線341）FAX 0263-26-2766（内線349）
担当 川原田